

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 57

[事務局] 稚内市消費者センター

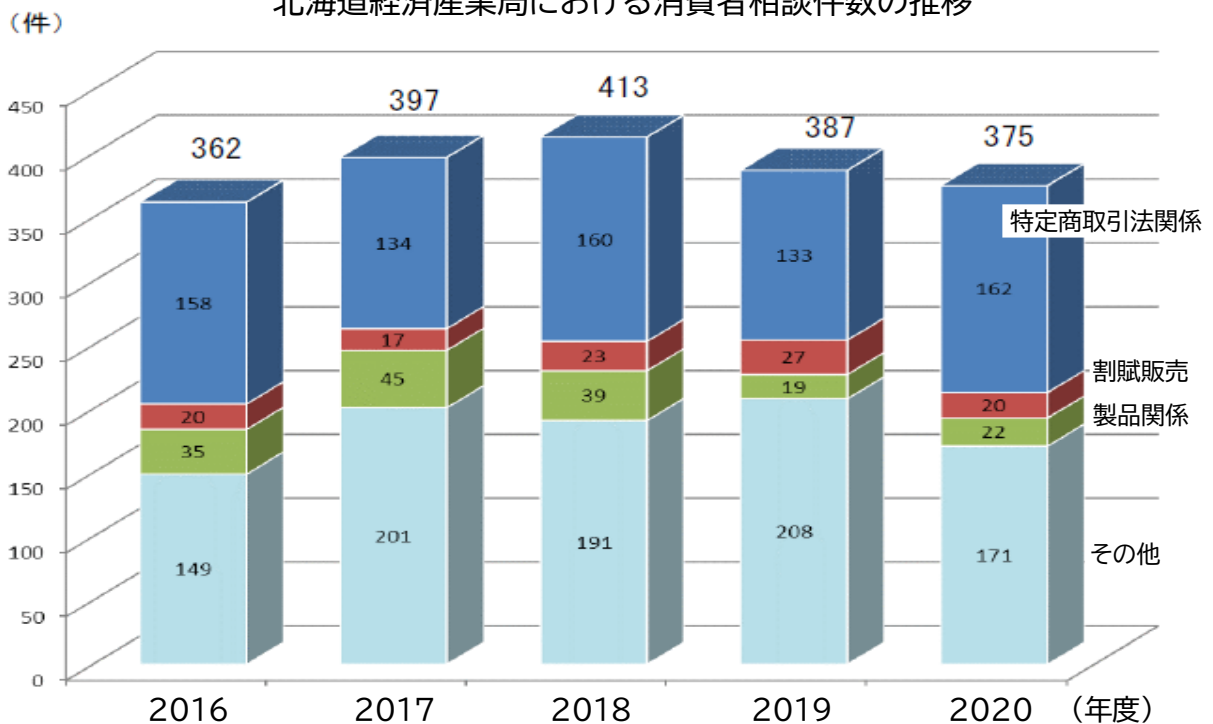
稚内市中央4丁目16番2号

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

「通信販売による契約は、慎重に！」

北海道経済産業局における消費者相談件数の推移



- 昨年の相談件数は、全体的に少し減少しているものの「特定商取引法関係」については増加しています。そのなかでも、訪問販売が減少傾向に対して、通信販売は増加傾向にあります。

【主な相談事例】

★インターネット上で「初回100円」との広告をみて、健康食品を購入した。1回限りのつもりだったが、後日2回目の商品が届き、初めて定期購入だったことに気づいた。2回目の商品代金として、2万円を請求されている。解約したいが電話は繋がらない。

★インターネット上で「簡単に副業」という広告動画を視聴し、無料セミナーを申し込んだ。SNSを通じて招待メールを受け取り、後日会議アプリにて講座を受講した。事業を開始するには30万円の費用が必要だと言われた。事業で回収できるならと契約したが、全くうまくいかないで解約したい。

(情報提供元: 経済産業省 北海道経済局)

★これって1回限りじゃないの!?

《 通販申込前の確認ポイント 》

△ 1回限りの購入か？継続的な購入か？

△ 継続的な購入の場合、回数は？ 解約しないとずっと続くのか？

△ 解約方法※1・条件や、返品方法・条件は？

※1 クーリングオフはありません。解約できる時期・期限を確認しましょう

△ 継続的な購入の場合、総額や一定期間での支払額は？

△ 支払時期や引渡時期は？※2

※2 継続的な購入の場合、2回目以降の商品は、前回の商品が届いてから何日後に届くか、後払いの場合、商品が届いてから何日以内に支払うのかを確認しましょう

(消費者庁)

相談事例（稚内市消費者センター）

●送り付け商法に注意！

【 相談内容 】

父宛に中国から身に覚えのない荷物がポスト投函で届いた。父はネット通販を利用することもなく心当たりが全くない。親戚や友人からのプレゼントなどの可能性もないとのこと。宛名が父の住所と名前になっている以外は「中国郵便（チャイナポスト）」と書かれている。どのように対処したらよいか。

【 対処 】

7月に法律が変わり、契約した覚えのない荷物を一方的に送り付けられた場合は、直ちに処分可能になったことを説明。今後、請求書が届くなど、何かあればすぐに消費者センターへ連絡するよう伝えた。また、荷物を開封したくない場合には受取拒否の方法もあるので、郵便局に問い合わせるよう助言した。

困った時には、稚内市消費者センターへご相談ください。

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

電話 0162-23-4133 ・ FAX 0162-23-4134



☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。

向こう3ヶ月の【実施日】 8月8日 ・ 9月12日 ・ 10月10日

○ 相談時間は、午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

○ 相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。下記へご連絡願います。

☆ 稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ 電話（直通）23-6413